

令和3年 4月 2日

従業員各位

育栄管財株式会社
代表取締役 月 舘 学

通 達

毎日の業務ご苦労様です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止及びまん延防止等重点措置による感染防止策に伴い、以下の指定移動禁止地域への移動は5月5日まで、原則禁止とします。但し、冠婚葬祭等やむを得ない事情の場合は、帰宅後に1週間の自宅待機を命じます。当該指定移動禁止地域への移動については、事前に届出書に記入し、育栄管財（株）総務課まで提出することとします。また、届出書の提出を怠り、当該指定移動禁止地域への移動が判明した場合には、各社就業規則に基づく違背行為とみなし、係る措置が適用されます事にご留意ください。

《 指定移動禁止地域 》

1. 東京都 2. 神奈川県 3. 千葉県 4. 埼玉県 5. 栃木県 6. 愛知県
7. 岐阜県 8. 京都府 9. 大阪府 10. 兵庫県 11. 福岡県
12. 宮城県

上記、指定移動禁止地域が変更、または、それ以外の地域についても感染状況を判断し、移動を制限する場合があります。やむを得ない移動が生じた場合は、必ず総務課（TEL 0176-53-6678）までお問い合わせください。

また、指定移動禁止地域からの親族や友人との接触がある場合にも事前に届出書で報告してください。

以 上